

令和7年度福島県柳津町地域おこし協力隊募集要綱

人口減少、少子高齢化に伴い当町が直面する課題は非常に多く、今後の柳津町を支え、築いていく若者の存在は大変重要です。特に、本人の意思で都市部から過疎地域を選んで移住し、地元で働き暮らす若者の存在は、持続可能なまちづくりで重要な意味を持つといえます。

柳津町では、地域住民と親睦を深めながら、共に地域活性に取り組んでいただける方を求めています。そこで総務省の制度を活用し、「柳津町地域おこし協力隊」を下記のとおり募集します。

◇募集対象

次に示す要件を全て満たしている方

- 1) 任期期間中に関係者と連携を図りながら業務に取り組み、柳津町に定住する意欲のある方
- 2) 地域住民とともに積極的に活動ができる方
- 3) 下記のア、イのいずれか及びウの要件を満たす方
 - ア 条件不利地域(※1)を除く、三大都市圏内の都市地域(※2)もしくは指定都市、三大都市圏外の都市地域もしくは指定都市にお住まいの方
※三大都市圏内・外の一部条件不利地域、指定都市も条件により該当します。
 - イ これまで、他の地域において地域おこし隊員として2年以上の経験があり、かつ解嘱から1年以内である方
 - ウ 採用決定後は柳津町に住民票および生活の拠点を移すことができる方(家族との居住も可)
- 4) 職務経験又は社会活動等の経験がある方
- 5) 地域活性化に意欲があり、地域住民とともに積極的に活動ができる方
- 6) 心身ともに健康である方
- 7) 普通自動車運転免許を有し、日常的な運転に支障のない方
- 8) パソコンの基本操作(ワード、エクセル、パワーポイント等)ができるほか、ホームページの開設やSNS等の活用に意欲的に取り組める方
- 9) 活動終了時に起業又は就業して柳津町に定住する意欲のある方
- 10) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条件に該当しない方
- 11) 国・都道府県・市町村の各種税金、国民健康保険料、国民年金等の滞納がない方
- 12) 自家用車を所有しているか、所有予定の方
- 13) 下記「4) 地域の健康づくり」については、保健師免許を有し、かつ昭和60年4月2日以降に生まれた方

(※1) 条件不利地域とは、次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村を指す。

- ①過疎地域自立促進特別措置法(みなし過疎、一部過疎を含む)
- ②山村振興法
- ③離島振興法
- ④半島振興法
- ⑤奄美群島振興開発特別措置法
- ⑥小笠原諸島振興開発特別措置法
- ⑦沖縄振興特別措置法

(※2) 三大都市圏内の都市地域とは埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県および奈良県の区域全部。ただし、2005 年から 2015 年の人口減少率が 11%以上の市町村については、3 大都市圏外とする

総務省が定める地域おこし協力隊の地域要件については、下記のサイトをご確認ください。

https://www.town.yanaizu.fukushima.jp/docs/2024010900028/file_contents/4.pdf

◇募集業務

	業務	募集人数	担当課
1)	ふるさと納税業務	1 名	みらい創生課みらい創生係
2)	移住・定住の推進	1 名	
3)	自然環境を活かした地域活性化	1 名	地域振興課観光商工係
4)	地域の健康づくり	1 名	町民課保健衛生係
5)	奥会津の絶滅伝統食レスキュー	1 名	中央公民館生涯学習係
6)	林業後継者業務	1 名	地域振興課農林振興係

◇業務内容

別紙の募集シートをご覧ください。

◇雇用形態

	業務	形態
1)	ふるさと納税業務	柳津町の第 1 号会計年度任用職員
2)	移住・定住の推進	
3)	自然環境を活かした地域活性化	(一財) やないづ振興公社の職員
4)	地域の健康づくり	柳津町の第 1 号会計年度任用職員
5)	奥会津の絶滅伝統食レスキュー	
6)	林業後継者業務	委託型 (個人事業主)

◇勤務場所

	業務	勤務場所
1)	ふるさと納税業務	柳津町役場みらい創生課
2)	移住・定住の推進	柳津町役場みらい創生課 及び整備予定の移住・定住拠点
3)	自然環境を活かした地域活性化	越後三山只見国定公園・奥会津ビジターセンター ※道の駅会津柳津内

4)	地域の健康づくり	柳津町役場町民課保健衛生係
5)	奥会津の絶滅伝統食レスキュー	柳津町中央公民館（ふれあい館）
6)	林業後継者業務	町内林業事業体

◇任 期

着任の日から令和8年3月31日

※委嘱の期間は最低1年、最長3年とする。ただし、隊員として相応しくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとする。

◇活動時間等

1) 活動時間

	業務	活動時間
1)	ふるさと納税業務	原則として1日当たり7時間00分とし、8時30分から16時30分する
2)―	移住・定住の推進	
3)	自然環境を活かした地域活性化	原則として1日あたり8時間00分とし、8時30分から17時30分とする
4)	地域の健康づくり	原則として1日当たり7時間00分とし、8時30分から16時30分する
5)	奥会津の絶滅伝統食レスキュー	
6)	林業後継者業務	委託型のため自由

2) 活動日数

	業務	活動時間
1)	ふるさと納税業務	原則として月曜日から金曜日の週5日、週35時間以内とする
2)―	移住・定住の推進	
3)	自然環境を活かした地域活性化	原則として週休2日とし、週40時間以内とする
4)	地域の健康づくり	原則として月曜日から金曜日の週5日、週35時間以内とする
5)	奥会津の絶滅伝統食レスキュー	
6)	林業後継者業務	委託型のため自由

3) 活動報告

活動内容については、柳津町地域おこし協力隊設置要綱に基づき、活動月の翌月15日までに記事を掲載することになります。

柳津町では、noteを活用しています。 https://note.com/yanaiizu_2024

その他、地域おこし協力隊全体での活動報告会を予定しています。

◇報 酬

	業 務	報酬額等
1)	ふるさと納税業務	想定月額 209,580 円(21 日勤務時 日額 9,980 円)
2)―	移住・定住の推進	※期末・勤勉手当(6 月・12 月)支給
3)	自然環境を活かした地域活性化	想定月額 199,500 円(21 日勤務時 日額 9,500 円) ※期末・勤勉手当(7 月・12 月)支給
4)	地域の健康づくり	想定月額 209,580 円(21 日勤務時 日額 9,980 円)
5)	奥会津の絶滅伝統食レスキュー	※期末・勤勉手当(6 月・12 月)支給
6)	林業後継者業務	報酬の支給はありません(委託料をお支払いします)。

◇活動経費

1) 住居

住居は町営住宅へ入居となり、照明機器、浴槽、ガス台の基本的な設備は町で準備します。
任期中の家賃は町が負担します。ただし、食費、光熱水費、通信費、町内会費等は隊員の負担となります。

2) 車両

	業 務	準備方法
1)	ふるさと納税業務	活動に要する車両については、町が準備します
2)―	移住・定住の推進	
3)	自然環境を活かした地域活性化	活動に要する車両については、勤務する(一財)やないづ振興公社が準備します
4)	地域の健康づくり	活動に要する車両については、町が準備します
5)	奥会津の絶滅伝統食レスキュー	
6)	林業後継者業務	活動に要する車両についてはご自身で用意していただくか、委託費の範囲内で町が準備します。

3) 備品等

	業 務	準備方法
1)	ふるさと納税業務	活動に要する備品等の経費は、活動内容に応じ予算の範囲内で町が負担します
2)―	移住・定住の推進	

3)	自然環境を活かした地域活性化	活動に要する備品等の経費は、活動内容に応じ予算の範囲内で（一財）やないづ振興公社が負担します
4)	地域の健康づくり	活動に要する備品等の経費は、活動内容に応じ予算の範囲内で町が負担します
5)	奥会津の絶滅伝統食レスキュー	
6)	林業後継者業務	活動に要する備品等はご自身で用意していただきますが、委託費の範囲内での購入が可能です。

◇募集期間

応募状況により、随時受付いたします。

応募時期に対する審査予定は下記のとおりです。

応募時期	書面審査	面接審査
～令和7年6月30日	令和7年7月頃	令和7年8月頃
～令和7年8月31日	令和7年9月頃	令和7年10月頃
～令和7年10月31日	令和7年11月頃	令和7年12月頃
～令和7年12月31日	令和8年1月頃	令和8年2月頃

◇提出書類

- ①所定の様式による履歴書（A3）
- ②所定の様式による応募用紙（A4）
- ③住民票（原本）
- ④自動車運転免許証及び各種資格証（写し）

◇選考方法

1）書面審査

提出された応募用紙等に基づき、応募要件に合致しているか否かを審査する。なお、審査結果については、応募者にメールで通知します。

2）面接審査

書面審査通過者に対し、面接場所及び時間については、書面審査結果を通知する際に併せて通知します。基本的に対面式で行います。

◇選考スケジュール

- 1）書面審査 応募の受付後随時実施予定
- 2）面接審査 書類審査後に随時実施予定

◇提出方法

メール又は郵送にて提出してください。メールの場合は、件名を「柳津町地域おこし協力隊応募」としてください。郵送の場合は、簡易書留にて郵送ください。

◇提出先

〒969-7201 福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平乙 2 3 4

柳津町役場みらい創生課みらい創生係

(Tel : 0241-42-2447 Mail : mirai-sousei@town.yanaizu.fukushima.jp)

◇業務内容についての問合せ先

	業務	担当者	連絡先
1)	ふるさと納税業務	樋・三星	mirai-sousei@town.yanaizu.fukushima.jp 0241-42-2447
2)	移住・定住の推進		
3)	自然環境を活かした地域活性化	土橋・杉原	Kankou-shoukou@town.yanaizu.fukushima.jp 0241-42-2114
4)	地域の健康づくり	関・後藤	hoken-eisei@town.yanaizu.fukushima.jp 0241-42-2118
5)	奥会津の絶滅伝統食レスキュー	山内・伊藤	shougai-gakushuu@town.yanaizu.fukushima.jp 0241-42-3511
6)	林業後継者業務	佐藤・田部	nourin-shinkou@town.yanaizu.fukushima.jp 0241-42-2116

※ご不明な点はお問い合わせください。メールでの問い合わせは提出方法にあるメールアドレスへお願いします。